

筑前海区漁業調整委員会指示第209号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

なお、令和3年11月26日付け筑前海区漁業調整委員会指示第200号は、令和6年5月31日をもって廃止する。

令和6年4月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

次の（1）及び（2）で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者及び許可漁業者の同意がある場合を除く。

（1）落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

（2）落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面200メートル及び後面200メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）

